

平成 31 年度「野田市ホームページ有料広告取扱業務」仕様書

「野田市広告掲載取扱要綱」及び「野田市ホームページ有料広告取扱業務実施要項」に基づき、下記のとおり業務を一括して発注する。

1 業務期間

契約締結の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 広告掲載期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 バナー広告の位置

市ホームページのトップページに最大 12 枠（縦 2 枠×横 6 枠）

4 バナー画像の規格

- ①大きさ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- ②形式 JPEG 形式、GIF 形式、PNG 形式
- ③容量 30 キロバイト以内
- ④コントラスト 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとする
こと。
- ⑤解像度 文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする
こと。
- ⑥背景 背景に模様・写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすい
ものとする
こと。
- ⑦アクセシビリティ 日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮
設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第三部：ウェ
ブコンテンツ」の等級「AA」に準拠した静止画とすること。

5 掲載できないバナー画像

次に掲げるものは、画像として用いることはできない。

- ①アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの。
- ②反転表示又は画面の切り替わりがあるもの。

- ③テキストボックスが表示されているもの。
- ④プルダウンメニューが表示されているもの。
- ⑤閉じる・いいえ・キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの。
- ⑥市のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの。
- ⑦インターネットアンケート・教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解される恐れのあるもの。
- ⑧その他市長が不適切と認めるもの。

6 バナー広告の表示

バナー広告は、PC 版及びスマートフォン版の画面で表示する。携帯電話（フィーチャーフォン）版の画面では表示しない。

7 取扱い業務の流れ

①毎月 15 日まで

広告代理店は、翌月に新規に掲載を希望する広告主の審査を市に依頼する。

②毎月 25 日ごろ

市は、広告代理店に審査結果を連絡する。広告代理店は、広告主が入稿したバナーを市にメール等で送付する。

③毎月 28 日ごろ

市は、バナー広告のデザイン等を確認し、市ホームページのデザインを著しく損なうような華美なデザインとなっている場合は、広告代理店に差し替えを指示する。

④翌月 1 日

市は、午前 0 時にバナー広告が掲載されるようホームページの更新を設定する。ただし、ホームページ管理システムの更新処理により、掲載までに 10 分前後の遅れが生じる場合がある。

⑤翌月 3 日ごろ

市は、前月分のバナー広告掲載結果（ページビュー数、クリック数など）を広告代理店にメールで送付する。広告代理店は、広告主に対し速やかに前月分のレポートを提出する。